

事 務 連 絡
令和7年3月28日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

遡及して給与改定が行われたことにより賞与の差額支給が行われた場合における賞与支払届の取扱いについて

標記については、「賞与が分割支給された場合における賞与支払届等の取扱いについて」（平成19年12月11日付け社会保険庁運営部医療保険課課長補佐事務連絡。以下「平成19年事務連絡」という。（別添））に基づき取り扱ってきたところです。

今般、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、「地方公共団体から日本年金機構に提出される被保険者賞与支払届（27条）については、給与改定の際に生じる賞与額の増額分に関して、地方公共団体の事務負担を軽減するため、訂正によらず、追加支払分として政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）及びマイナポータルを活用したオンラインによる提出を可能とすることについて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされたことから、平成19年事務連絡中の別紙を改正し、取扱いを明確化することとしたので、内容について御了知いただくとともに、適切に運用いただきますようお願い申し上げます。

なお、本取扱いは、令和7年4月以降に当初分が支給される賞与から適用することとしますので、併せて御了知ください。

○ 賞与が分割支給された場合における賞与支払届等の取扱いについて

(問1) 事業主の金銭的な都合により、賞与が月をまたいで分割支給された場合は、それぞれの支給月毎に賞与支払届の提出が必要となるのか。

(庁医療保険課回答)

被保険者に対する賞与が、事業主のやむを得ない事情により、分割して支給された場合には、分割分をまとめて1回として標準賞与額を決定し、保険料を算定することになります。

(問2) 本年4月に遡及して給与改定が行われたことにより、同年6月に支払済の賞与に対して差額支給が行われることになった。当該差額は、同年11月に支給予定であるが、この場合、当該差額支給分に対する賞与支払届の提出が必要となるのか。

(庁医療保険課回答)

給与改定が遡及して行われ、賞与の差額支給が行われたときは、原則、分割支給された場合と同様に、本来、支給されるべき日に支払われた賞与として標準賞与額を決定し、保険料を算定することになります。

ただし、当該差額分を他の手当等の支給と合わせて計算する規定等がある場合については、当該手当等の支給として算定されることとなります。

また、本来支給されるべき日にはその時点の支給根拠により賞与が正しく支給されていたものの、人事院勧告等により遡及して給与改定が行われたことにより増額された賞与の差額支給が行われた場合において、当初支給された賞与支給額に差額支給分をまとめる訂正手続きを行うことが困難な場合には、当該差額支給分を実際に支給された日に支払われた賞与として賞与支払届を提出することとしても差し支えありません。

(問3) 超過勤務手当が、労働基準監督署の是正勧告により、遡及して支払われることになった場合、各月それぞれの支給額を確認したうえで、算定基礎届等の訂正が必要となるのか。また、当該勧告により、超過勤務手当の未払い分が一時金として支給されるような場合において、各月それぞれの支給額を算出することが困難な時は、どのようにすべきか。

(庁医療保険課回答)

各月それぞれの支給額を確認したうえで、算定基礎届等の訂正が必要となります。

ただし、超過勤務手当の未払い分を一時金として支給する場合において、各月それぞれの支給額を算出することが困難な場合には、当該一時金に対する賞与支払届の提出が必要となります。

(問4) 給与計算ミスにより、給与等の支給額が遡及して訂正され、必要な差額支給が行われた場合は、各月それぞれの支給額を確認したうえで、算定基礎届等の訂正が必要となるのか。

(庁医療保険課回答)

各月それぞれの支給額を確認したうえで、算定基礎届等の訂正が必要となります。

事 務 連 絡
平成19年12月11日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部医療保険課
課長補佐 中村 徳由

賞与が分割支給された場合における賞与支払届等の取扱いについて

標記については、社会保険業務処理マニュアル疑義回答一覧【1健康保険・厚生年金保険 適用】通番162及び165において、当該取扱いに対する回答を社会保険庁LANに掲示しているところですが、当該回答の内容に一部誤解が生じていることが判明したことから、別紙のとおり、同回答の内容を補足のうえ差し替えいたしますので、貴管下社会保険事務所等への周知をお願いいたします。

○ 賞与が分割支給された場合における賞与支払届等の取扱いについて

(問1) 事業主の金銭的な都合により、賞与が月をまたいで分割支給された場合は、それぞれの支給月毎に賞与支払届の提出が必要となるのか。

(庁医療保険課回答)

被保険者に対する賞与が、事業主のやむを得ない事情により、分割して支給された場合には、分割分をまとめて1回として標準賞与額を決定し、保険料を算定することになります。

(問2) 本年4月に遡及して給与改定が行われたことにより、同年6月に支払済の賞与に対して差額支給が行われることになった。当該差額は、同年11月に支給予定であるが、この場合、当該差額支給分に対する賞与支払届の提出が必要となるのか。

(庁医療保険課回答)

給与改定が遡及して行われ、賞与の差額支給が行われたときは、原則、分割支給された場合と同様に、本来、支給されるべき日に支払われた賞与として標準賞与額を決定し、保険料を算定することになります。

ただし、当該差額分を他の手当等の支給と合わせて計算する規定等がある場合については、当該手当等の支給として算定されることとなります。

(問3) 超過勤務手当が、労働基準監督署の是正勧告により、遡及して支払われることになった場合、各月それぞれの支給額を確認したうえで、算定基礎届等の訂正が必要となるのか。また、当該勧告により、超過勤務手当の未払い分が一時金として支給されるような場合において、各月それぞれの支給額を算出することが困難な時は、どのようにすべきか。

(庁医療保険課回答)

各月それぞれの支給額を確認したうえで、算定基礎届等の訂正が必要となります。

ただし、超過勤務手当の未払い分を一時金として支給する場合において、各月それぞれの支給額を算出することが困難な場合には、当該一時金に対する賞与支払届の提出が必要となります。

(問4) 給与計算ミスにより、給与等の支給額が遡及して訂正され、必要な差額支給が行われた場合は、各月それぞれの支給額を確認したうえで、算定基礎届等の訂正が必要となるのか。

(庁医療保険課回答)

各月それぞれの支給額を確認したうえで、算定基礎届等の訂正が必要となります。